

## ■ 総合計画とSDGsとの対応表

各事務事業について関係するターゲットを掲載するとともに、該当するゴール全体に關係する事務事業については、ゴール番号を掲載しています。

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット
1-1-1	防災対策管理運営事業 地域防災推進事業 防災施設整備事業 帰宅困難者対策推進事業 危機管理対策事業	総務企画局	1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に關する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
	公園防災機能向上事業 水防業務	建設緑政局	
	放射線安全推進事業	環境局	
	防災対策管理運営事業	総務企画局	9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。
	港湾施設改修(防災・減災)事業	港湾局	
	防災施設整備事業	総務企画局	11.1 2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
	高層集合住宅の震災対策推進事業	まちづくり局	
	地域防災推進事業 臨海部・津波防災対策事業	総務企画局	11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
	公園防災機能向上事業 水防業務	建設緑政局	
	高層集合住宅の震災対策推進事業	まちづくり局	
	港湾施設改修(防災・減災)事業	港湾局	
	本庁舎等建替事業	総務企画局	11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	防災対策管理運営事業	総務企画局	11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
	地域防災推進事業 臨海部・津波防災対策事業	総務企画局	13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。
地域防災推進事業	総務企画局	13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	
		17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	
1-1-2	防災都市づくり基本計画推進事業 防災市街地整備促進事業 防災まちづくり支援促進事業 狭あい道路対策事業	まちづくり局	11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
	防災まちづくり支援促進事業	まちづくり局	
1-1-3	耐震対策等橋りょう整備事業	建設緑政局	1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に關する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
	特定建築物耐震対策事業 宅地防災対策事業 急傾斜地崩壊対策事業	まちづくり局	9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。
	耐震対策等橋りょう整備事業	建設緑政局	
	特定建築物耐震対策事業 木造建築物耐震対策事業 民間マンション耐震対策事業 宅地防災対策事業 急傾斜地崩壊対策事業	まちづくり局	11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
	耐震対策等橋りょう整備事業	建設緑政局	

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット	
1-1-4	消防広報事業 火災等の調査事務 査察活動事業 火災予防設備に関する業務	消防局	11	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	消防署所の適正配置に係る事業 消防団関係事業 警防活動事業 火災予防事業 危険物施設等規制事業 特殊災害対策業務 地域防災支援事業	消防局	11.b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
	消防署所改築事業 消防指令体制整備事業 消防艇管理事業 ヘリコプター整備事業 消防団関係事業 警防活動事業 耐震性貯水槽建設事業 消防車両等管理業務 救急車両管理業務 庁舎等整備事業 警防資器材等管理業務 救助活動事業 活動計画・出場計画に関する業務 特殊災害対策業務 航空関係業務 地域防災支援事業	消防局	13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。
	消防団関係事業 消防音楽隊等活動事業 地域防災支援事業	消防局	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
1-1-5	河川計画事業 五反田川放水路整備事業 河川改修事業 河川施設更新事業 雨水流出抑制施設指導業務	建設緑政局	1.5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
	五反田川放水路整備事業 河川改修事業 河川施設更新事業	建設緑政局	11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
	河川計画事業	建設緑政局	13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。
1-2-1	路上喫煙防止対策事業 客引き行為等防止対策事業	市民文化局	11	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	消費者啓発育成事業	経済労働局	12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
			12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。
			14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
	犯罪被害者等支援事業	市民文化局	16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	防犯対策事業	市民文化局	16.4	2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
	防犯対策事業	市民文化局	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
消費生活相談事業 消費者啓発育成事業 消費者自立支援推進事業	経済労働局			
1-2-2	交通安全推進事業	市民文化局	3.6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
	安全施設整備事業	建設緑政局		
	放置自転車対策事業	建設緑政局	11	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	安全施設整備事業 踏切道改善推進調査事業	建設緑政局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
1-2-3	ユニバーサルデザイン推進事業 ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業 南武線駅アクセス向上等整備事業 鉄道駅ホームドア等整備事業	まちづくり局	11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
	ユニバーサルデザイン推進事業 南武線駅アクセス向上等整備事業 福祉のまちづくり普及事業	まちづくり局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	バリアフリー重点整備地区交通安全施設整備事業	建設緑政局		

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット	
1-2-4	計画的な道路施設補修事業	建設緑政局	9.1	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。
	道路路台帳整備事業 屋外広告物管理事業 私道舗装助成事業 占用業務管理 地籍調査事業	建設緑政局	11	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	河川・水路維持補修事業	建設緑政局	11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
	計画的な道路施設補修事業 道路・橋りょう等の維持補修事業 道路舗装事業 河川・水路財産管理業務	建設緑政局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	公共工事の適正化推進事業	建設緑政局	12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
1-3-1	主要施設の更新・耐震化事業 送・配水管の更新・耐震化事業 給水管の更新事業 水道水質の管理業務 水道・工業用水道事業の危機管理対策事業 水道・工業用水道事業における経営基盤の充実・強化事業	上下水道局	6.1	2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。
	主要施設の更新・耐震化事業 送・配水管の更新・耐震化事業 給水管の更新事業 水道水質の管理業務 工業用水道施設の整備事業 水道・工業用水道事業の危機管理対策事業	上下水道局	6.4	2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
	水道水質の管理業務	上下水道局	6.5	2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
	水道・工業用水道事業における環境施策の推進事業	上下水道局	7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
	主要施設の更新・耐震化事業 送・配水管の更新・耐震化事業 給水管の更新事業 工業用水道施設の整備事業	上下水道局	9.1	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。
1-3-2	主要施設の更新・耐震化事業 送・配水管の更新・耐震化事業 給水管の更新事業 工業用水道施設の整備事業 水道・工業用水道事業の危機管理対策事業	上下水道局	11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
	浸水対策事業	上下水道局	1.5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
	下水道水質管理・事業場指導業務	上下水道局	3.9	2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
	下水道の管きよ・施設の老朽化対策及び未普及解消事業 下水道事業における経営基盤の充実・強化事業	上下水道局	6.2	2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
	合流式下水道の改善事業 下水道の管きよ・施設の老朽化対策及び未普及解消事業 下水道水質管理・事業場指導業務	上下水道局	6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
	下水道事業における環境施策の推進事業	上下水道局	7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
	下水道の管きよ・施設の地震対策事業	上下水道局	9.1	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。
	下水道の管きよ・施設の地震対策事業 浸水対策事業 下水道の管きよ・施設の老朽化対策及び未普及解消事業 下水道事業の危機管理対策事業	上下水道局	11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
	浸水対策事業	上下水道局	13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。
	高度処理事業 合流式下水道の改善事業 下水道の管きよ・施設の老朽化対策及び未普及解消事業 下水道水質管理・事業場指導業務	上下水道局	14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット	
1-4-1	地域包括ケアシステム推進事業	健康福祉局	3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	全般	健康福祉局	10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
	権利擁護事業	健康福祉局	16.6	持続可能な開発のための非差別的法規及び政策を推進し、実施する。
	地域包括ケアシステム推進事業 認知症高齢者対策事業 災害救助その他援護事業	健康福祉局	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
1-4-2	全般	健康福祉局	3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	全般	健康福祉局	10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
	介護サービスの基盤整備事業	健康福祉局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
1-4-3	生涯現役対策事業	健康福祉局	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	全般	健康福祉局	10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
	いこいの家・いきいきセンターの運営	健康福祉局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
1-4-4	全般	健康福祉局	3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	全般	健康福祉局	10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
	障害福祉サービスの基盤整備事業	健康福祉局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
1-4-5	障害者就労支援事業	健康福祉局	4.5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
			8.5	2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。
	障害者社会参加促進事業	健康福祉局	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
			10.3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
	全般	健康福祉局	10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
1-4-6	民間賃貸住宅等居住支援推進事業 市営住宅等管理事業	まちづくり局	1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
	市営住宅等管理事業	まちづくり局	3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	住宅政策推進事業 住宅・マンション良質化支援推進事業 市営住宅ストック活用事業	まちづくり局	7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
	全般	まちづくり局	11.1	2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
	住宅政策推進事業 住宅・マンション良質化支援推進事業 民間賃貸住宅等居住支援推進事業 市営住宅等ストック活用事業 市営住宅等管理事業 空き家利活用推進事業	まちづくり局	11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
	住宅政策推進事業 既存ストック活用推進事業 市営住宅等ストック活用事業 市営住宅等管理事業	まちづくり局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	住宅政策推進事業	まちづくり局	13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。
	民間賃貸住宅等居住支援推進事業 市営住宅等管理事業	まちづくり局	13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。
1-4-7	がん検診等事業 生活習慣病対策事業 健康づくり事業 食育推進事業 国民健康保険特定健康診査等事業	健康福祉局	3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
	健康づくり事業	健康福祉局	3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
			3.a	すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
	全般	健康福祉局	10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット	
1-5-1	国民年金の運営業務	健康福祉局	3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	国民健康保険事業 国民健康保険料等収納業務 後期高齢者医療事業 障害者等医療費支給事業 指定難病対策事業	健康福祉局	3.8	すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。
1-5-2	生活保護業務 生活困窮者自立支援事業 中国残留邦人生活支援事業 民間保護施設措置者処遇改善及び施設振興 明るい町づくり対策 福祉資金貸付事業	健康福祉局	1.1	2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
	生活保護自立支援対策事業 生活困窮者自立支援事業 中国残留邦人生活支援事業 民間保護施設措置者処遇改善及び施設振興 明るい町づくり対策 福祉資金貸付事業	健康福祉局	1.2	2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
	生活保護業務 生活困窮者自立支援事業 中国残留邦人生活支援事業 民間保護施設措置者処遇改善及び施設振興 明るい町づくり対策 福祉資金貸付事業	健康福祉局	1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
	生活保護自立支援対策事業 生活保護業務 生活困窮者自立支援事業 明るい町づくり対策	健康福祉局	2.1	2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
	行旅病人・同死亡人取扱及び法外扶助	健康福祉局	3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	救急医療体制確保対策事業	健康福祉局	3.1	2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。
救急医療体制確保対策事業	健康福祉局	3.2	すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。	
医務・薬務事業	健康福祉局	3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。	
1-6-1	地域医療対策事業 医務・薬務事業 看護師確保対策事業 市立看護大学の管理運営 血液対策事業	健康福祉局	3.8	すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。
	医務・薬務事業 血液対策事業	健康福祉局	3.b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
	災害時医療救護対策事業	健康福祉局	11.b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
	救急活動事業 救急隊整備事業 救急救命士養成事業	消防局	13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。
1-6-2	全般	病院局	3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	全般	病院局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包括的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット
1-6-3	食品安全推進事業	健康福祉局	2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
	予防接種事業 感染症対策事業 公衆衛生等に関する試験検査等業務 動物愛護管理事業 環境衛生事業	健康福祉局	3.3 2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
	予防接種事業 感染症対策事業	健康福祉局	3.8 すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。
	予防接種事業 感染症対策事業 公衆衛生等に関する試験検査等業務	健康福祉局	3.b 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾病のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
	動物愛護管理事業 環境衛生事業 健康危機管理対策事業	健康福祉局	3.d すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。
	環境衛生事業	健康福祉局	6.1 2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。
	動物愛護管理事業 葬祭場管理運営事業	健康福祉局	11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
2-1-1	児童手当支給事業	子ども未来局	1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
	小児医療費助成事業	子ども未来局	3.8 すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。
	地域子育て支援事業 児童福祉施設等の指導・監査	子ども未来局	4.2 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
	子ども・若者未来応援事業	子ども未来局	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	地域子育て支援事業	子ども未来局	11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
2-1-2	公立保育所運営事業	子ども未来局	2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
	全般	子ども未来局	4.2 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
	待機児童対策事業	子ども未来局	5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
	公立保育所運営事業	子ども未来局	11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
2-1-3	妊婦・乳幼児健康診査事業 母子保健指導・相談事業	子ども未来局	2.2 5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
			3.1 2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。
			3.2 すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
			3.7 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。
	妊婦・乳幼児健康診査事業	子ども未来局	3.8 すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。
	こども文化センター運営事業	子ども未来局	4.2 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
	青少年教育施設の管理運営事業	子ども未来局	4.a 子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
	母子健康指導・相談事業	子ども未来局	5.6 国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
	青少年活動推進事業 こども文化センター運営事業 わくわくプラザ事業 青少年教育施設の管理運営事業	子ども未来局	11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット
2-1-4	ひとり親家庭等の総合的支援事業 子ども・若者支援推進事業	こども未来局	1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子ども、若者の割合を半減させる。
	全般	こども未来局	1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
	ひとり親家庭等の総合的支援事業	こども未来局	2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
	里親制度推進事業 児童養護施設等運営事業 ひとり親家庭等の総合的支援事業 小児ぜん息患者医療費支給事業 小児慢性特定疾病医療等給付事業	こども未来局	3.8 すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルズ・カバレッジ(UHC)を達成する。
	里親制度推進事業 児童養護施設等運営事業 ひとり親家庭等の総合的支援事業	こども未来局	4.3 2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
	女性保護事業	こども未来局	5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
	児童相談所運営事業 ひとり親家庭等の総合的支援事業 子ども・若者支援推進事業	こども未来局	11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包括的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	児童虐待防止対策事業 児童相談所運営事業 女性保護事業	こども未来局	16.1 あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
	児童虐待防止対策事業 児童相談所運営事業	こども未来局	16.2 子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
2-2-1	健康教育推進事業	教育委員会	3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。 3.a すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
	キャリア在り方生き方教育推進事業 学力調査・授業改善研究事業 きめ細かな指導推進事業 英語教育推進事業 理科教育推進事業 読書のまち・かわさき推進事業 子どもの音楽活動推進事業 人権尊重教育推進事業 多文化共生教育推進事業 子どもの体力向上推進事業 健康教育推進事業 教育の情報化推進事業 かわさきGIGAスクール構想推進事業 魅力ある高校教育の推進事業 道徳教育推進事業 学校教育活動支援事業	教育委員会	4.1 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
	キャリア在り方生き方教育推進事業	教育委員会	4.3 2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
	キャリア在り方生き方教育推進事業 魅力ある高校教育の推進事業	教育委員会	4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
	キャリア在り方生き方教育推進事業 人権尊重教育推進事業 多文化共生教育推進事業	教育委員会	4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
	学力調査・授業改善研究事業 きめ細かな指導推進事業 英語教育推進事業 理科教育推進事業 読書のまち・かわさき推進事業 かわさきGIGAスクール構想推進事業 魅力ある高校教育の推進事業	教育委員会	4.6 2030年までに、すべての若者及び大多数(男女ともに)の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
	全般	教育委員会	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	教育の情報化推進事業 かわさきGIGAスクール構想推進事業 魅力ある高校教育の推進事業	教育委員会	4.a 子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
	人権尊重教育推進事業	教育委員会	5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
	キャリア在り方生き方教育推進事業 魅力ある高校教育の推進事業	教育委員会	8.6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
	健康給食推進事業	教育委員会	12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
	学校教育活動支援事業	教育委員会	12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット	
2-2-2	就学等支援事業	教育委員会	1.2	2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
	全般	教育委員会	4.1	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
	特別支援教育推進事業 海外帰国・外国人児童生徒相談・支援事業 就学等支援事業	教育委員会	4.3	2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
	特別支援教育推進事業	教育委員会	4.5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
	特別支援教育推進事業 教育機会確保推進事業 海外帰国・外国人児童生徒相談・支援事業	教育委員会	4.6	2030年までに、すべての若者及び大多数(男女ともに)の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
	特別支援教育推進事業 共生・教育推進事業	教育委員会	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	特別支援教育推進事業	教育委員会	4.a	子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
	就学等支援事業	教育委員会	8.6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
	特別支援教育推進事業	教育委員会	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
	児童生徒支援・相談事業		教育委員会	16.1
16.2				子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
16.9				2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
2-2-3	学校安全推進事業	教育委員会	3.6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
	学校施設長期保全計画推進事業 学校施設環境改善事業 学校施設維持管理事業 児童生徒数・学級数増加対策事業	教育委員会	4.1	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
			4.a	子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
			7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
	学校施設長期保全計画推進事業 学校施設環境改善事業	教育委員会	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
学校施設長期保全計画推進事業 学校施設環境改善事業 学校施設維持管理事業 児童生徒数・学級数増加対策事業	教育委員会	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	
2-2-4	全般	教育委員会	4.1	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
	地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業 教育研究団体補助事業	教育委員会	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	学校業務マネジメント支援事業	教育委員会	5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
	教職員の選考・人事業務 学校業務マネジメント支援事業	教育委員会	5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
	学校業務マネジメント支援事業 教育研究団体補助事業	教育委員会	8.5	2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。
	地域等による学校運営への参加促進事業	教育委員会	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
2-3-1	全般	教育委員会	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	地域の寺子屋事業	教育委員会	4.a	子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
	全般	教育委員会	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット
2-3-2	社会教育振興事業 図書館運営事業 生涯学習施設の環境整備事業	教育委員会	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	生涯学習施設の環境整備事業	教育委員会	4.a 子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
			10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
	図書館運営事業 生涯学習施設の環境整備事業	教育委員会	11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
社会教育関係団体等への支援・連携事業	教育委員会	17.17 ささまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	
3-1-1	環境影響評価・環境調査事業	環境局	3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
			4 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	地球温暖化対策事業 環境教育推進事業	環境局	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
			6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	環境影響評価・環境調査事業	環境局	7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
			7.1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
	環境エネルギー推進事業	環境局	7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
	地球温暖化対策事業 環境エネルギー推進事業 次世代自動車等普及促進事業	環境局	7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
	グリーンイノベーション・国際環境施策推進事業	環境局	7.a 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
			8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
			8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
	地球温暖化対策事業 環境エネルギー推進事業 次世代自動車等普及促進事業 グリーンイノベーション・国際環境施策推進事業	環境局	8.4 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
	環境影響評価・環境調査事業	環境局	9 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	地球温暖化対策事業 環境エネルギー推進事業 次世代自動車等普及促進事業 グリーンイノベーション・国際環境施策推進事業	環境局	9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
	産学公民連携事業	環境局	9.5 2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
	国際環境技術連携事業 国際連携・研究推進事業	環境局	9.b 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
	環境影響評価・環境調査事業	環境局	11 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	地球温暖化対策事業 環境エネルギー推進事業 次世代自動車等普及促進事業 グリーンイノベーション・国際環境施策推進事業	環境局	11.6 2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	地球温暖化対策事業	環境局	11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	環境影響評価・環境調査事業	環境局	12 持続可能な生産消費形態を確保する
地球温暖化対策事業	環境局	12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。	
エコオフィス推進事業	環境局	12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。	
地球温暖化対策事業 環境教育推進事業 環境総合研究所協働推進事業	環境局	12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようとする。	

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット
3-1-1	環境影響評価・環境調査事業	環境局	13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	地球温暖化対策事業 環境エネルギー推進事業 都市環境研究事業	環境局	13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。
	地球温暖化対策事業	環境局	13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
	地球温暖化対策事業 環境エネルギー推進事業 次世代自動車等普及促進事業 都市環境研究事業	環境局	13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
	環境影響評価・環境調査事業	環境局	14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	地球温暖化対策事業	環境局	14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
	環境影響評価・環境調査事業	環境局	15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
			17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化
	国際環境技術連携事業 国際連携・研究推進事業	環境局	17.6 科学技術イノベーション(STI)及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
			17.7 開発途上国に対し、譲許的・特惠的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
17.9 すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的を射た能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。			
17.16 すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援するべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。			
地球温暖化対策事業 環境功労者表彰事業 環境総合研究所協働推進事業 産学公民連携事業	環境局	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	
3-2-1	全般	環境局	3.9 2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
	地域環境計画・共創推進事業	環境局	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	大気・水環境保全事業 大気・水質発生源対策事業 土壌汚染対策事業 化学物質適正管理推進事業 地域環境計画・共創推進事業	環境局	6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物質・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
	大気・水環境保全事業	環境局	6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
	自動車排出ガス対策事業	環境局	7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
	全般	環境局	11.6 2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	大気・水環境保全事業 自動車排出ガス対策事業 大気・水質発生源対策事業 土壌汚染対策事業 大気環境調査研究事業 化学物質適正管理推進事業 環境化学物質研究事業 地域環境計画・共創推進事業	環境局	12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
	地域環境計画・共創推進事業	環境局	12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
	大気・水環境保全事業 大気・水質発生源対策事業 土壌汚染対策事業 水環境調査研究事業 地域環境計画・共創推進事業	環境局	14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
			14.2 2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性(レジリエンス)の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
	地域環境計画・共創推進事業	環境局	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット
3-2-2	減量リサイクル推進事業	環境局	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	し尿・浄化槽収集事業 し尿処理事業	環境局	6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
	減量リサイクル推進事業 事業系ごみ減量化推進事業 資源物・ごみ収集事業 資源物・ごみ処理事業 廃棄物処理施設基幹的整備事業 廃棄物処理施設建設事業 廃棄物企画調整事業 産業廃棄物指導・許可等事業 廃棄物処理施設等整備事業 廃棄物中継輸送等事業 海面埋立事業	環境局	11.6 2030年までに、大気、水及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	建設リサイクル法業務	まちづくり局	
	建設リサイクル事業 建設発生土処理事業	建設緑政局	
	余熱利用市民施設等運営事業	環境局	11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包括的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	減量リサイクル推進事業	環境局	12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
	減量リサイクル推進事業 事業系ごみ減量化推進事業	環境局	12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
	減量リサイクル推進事業 事業系ごみ減量化推進事業 資源物・ごみ収集事業 資源物・ごみ処理事業 廃棄物処理施設基幹的整備事業 廃棄物処理施設建設事業 廃棄物企画調整事業 産業廃棄物指導・許可等事業 廃棄物処理施設等整備事業 廃棄物中継輸送等事業 海面埋立事業	環境局	12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
	減量リサイクル推進事業 事業系ごみ減量化推進事業 廃棄物企画調整事業 産業廃棄物指導・許可等事業	環境局	12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	建設リサイクル法業務	まちづくり局	
	建設リサイクル事業 建設発生土処理事業	建設緑政局	
	減量リサイクル推進事業	環境局	12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。
	資源物・ごみ処理事業 廃棄物処理施設基幹的整備事業 廃棄物処理施設建設事業	環境局	13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。
減量リサイクル推進事業 廃棄物企画調整事業	環境局	14.1 2024年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。	
減量リサイクル推進事業	環境局	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット
3-3-1	緑の基本計画推進事業	建設緑政局	6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
	生物多様性推進事業	環境局	
	緑の基本計画推進事業 公園緑地公民連携推進事業 グリーンコミュニティ形成事業	建設緑政局	11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	全国都市緑化フェア事業 緑の基本計画推進事業	建設緑政局	12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。
	生物多様性推進事業	環境局	
	全国都市緑化フェア事業 緑の基本計画推進事業 都市緑化推進事業 市民150万本植樹運動事業 緑化協議による緑のまちづくりの推進事業	建設緑政局	15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	生物多様性推進事業	環境局	
	全国都市緑化フェア事業 緑の基本計画推進事業 都市緑化推進事業	建設緑政局	15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
	緑の基本計画推進事業 市民150万本植樹運動事業	建設緑政局	15.3 2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
	全国都市緑化フェア事業 緑の基本計画推進事業	建設緑政局	15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にを行う。
全国都市緑化フェア事業 緑の基本計画推進事業 市民150万本植樹運動事業 グリーンコミュニティ形成事業	建設緑政局	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	
3-3-2	全般	建設緑政局	11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	生田緑地整備事業	建設緑政局	15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にを行う。
3-3-3	全般	建設緑政局	11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
			15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
			15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にを行う。
	協働による里山管理事業	建設緑政局	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
3-3-4	都市農業価値発信事業	経済労働局	2.3 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
	農環境保全・活用事業	経済労働局	2.4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱(レジリエント)な農業を実践する。
	市民・「農」交流機会推進事業	経済労働局	11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	農環境保全・活用事業	経済労働局	12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。 15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
3-3-5	多摩川プラン推進事業	建設緑政局	6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
	多摩川プラン推進事業 多摩川緑地維持管理事業	建設緑政局	11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	多摩川プラン推進事業 多摩川市民協働推進事業	建設緑政局	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット		
4-1-1	上下水道分野における国際展開推進事業	上下水道局	6.1	2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。	
			6.2	2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。	
			6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。	
			6.4	2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。	
			6.a	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。	
			6.b	水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。	
	グリーンイノベーション推進事業	経済労働局	7.a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。	
			7.b	2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを提供できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。	
			8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	
			8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。	
			9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。	
		経済労働局	9.3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。	
			9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	
		経済労働局	9.a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラ開発を促進する。	
		経済労働局	9.b	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。	
		上下水道局	11.6	2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	
	経済労働局	12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。		
	経済労働局	12.a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。		
	経済労働局	17.7	開発途上国に対し、譲許的・特惠的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。		
	上下水道局	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。		
	4-1-2	商業力強化事業 卸売市場の管理運営事業 卸売市場施設整備事業 計量検査・管理指導事業 卸売市場関係事業者に関する許可・指導監督業務	経済労働局	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
		卸売市場の管理運営事業	経済労働局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
		商店街活性化・まちづくり運動事業	経済労働局	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット
4-1-3	中小企業融資制度事業	経済労働局	5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
	知的財産戦略推進事業 中小企業経営支援事業	経済労働局	8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
	知的財産戦略推進事業 中小企業経営支援事業 中小企業融資制度事業 対内投資促進事業 産業振興協議会等推進事業 建設業振興事業 産業立地地区活性化推進事業 金融相談・指導事業 生産性向上推進事業	経済労働局	8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
	中小企業経営支援事業 中小企業融資制度事業 操業環境保全対策事業	経済労働局	9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
	川崎市産業振興財団運営支援事業	経済労働局	11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	4-1-4	農業経営支援・研究事業 農業生産基盤維持・管理事業 農機ボランティア育成・活用事業	経済労働局
担い手育成・多様な連携推進事業		経済労働局	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
4-2-1		新産業創造支援事業	経済労働局
	起業化総合支援事業	経済労働局	8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
	全般	経済労働局	9.5 2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
4-2-2	環境調和型産業振興事業	経済労働局	7.a 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
	ウェルフェアイノベーション推進事業	経済労働局	8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
	ソーシャルビジネス振興事業 クリエイティブ産業活用促進事業	経済労働局	8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
	ウェルフェアイノベーション推進事業	経済労働局	9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
4-2-3	ナノ医療イノベーション推進事業	臨海部 国際戦略本部	3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
	新川崎・創造のもり推進事業 医工連携等推進事業 科学技術基盤の強化・連携事業	経済労働局	8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
	ナノ医療イノベーション推進事業	臨海部 国際戦略本部	
	ナノ医療イノベーション推進事業	臨海部 国際戦略本部	9.5 2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
	新川崎・創造のもり推進事業 医工連携等推進事業 科学技術基盤の強化・連携事業	経済労働局	
	新川崎・創造のもり推進事業 川崎市コンベンションホール管理運営事業	経済労働局	11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット	
4-2-4	スマートシティ推進事業	環境局	7.1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
	水素戦略・カーボンニュートラル産業推進事業	臨海部 国際戦略本部		
	スマートシティ推進事業	環境局	7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
	スマートシティ推進事業	環境局	7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
	スマートシティ推進事業	環境局	8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
	水素戦略・カーボンニュートラル産業推進事業	臨海部 国際戦略本部		
	スマートシティ推進事業	環境局	9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
	水素戦略・カーボンニュートラル産業推進事業	臨海部 国際戦略本部		
	水素戦略・カーボンニュートラル産業推進事業	臨海部 国際戦略本部	9.5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
	水素戦略・カーボンニュートラル産業推進事業	臨海部 国際戦略本部	11.6	2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
スマートシティ推進事業	環境局			
スマートシティ推進事業	環境局	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	
4-2-5	行政情報化推進事業	総務企画局	16.9	2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
	地域情報化推進事業 行政情報化推進事業 デジタル化推進事業 情報統括監視推進事業 情報環境整備事業	総務企画局	16.10	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
	公共施設利用予約システム事業	市民文化局		
	地域情報化推進事業 行政情報化推進事業 デジタル化推進事業	総務企画局	17.8	2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。
	4-3-1	雇用労働対策・就業支援事業	経済労働局	8.5
雇用労働対策・就業支援事業 技能奨励事業		経済労働局	8.6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
雇用労働対策・就業支援事業		経済労働局	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
生活文化会館の管理運営事業		経済労働局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包括的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
4-3-2	勤労者福祉対策事業	経済労働局	5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
	住宅相談事業	経済労働局	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
	勤労者福祉共済事業 勤労者福祉対策事業	経済労働局	8.5	2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。
	住宅相談事業	経済労働局	11.1	2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
	労働会館の管理運営事業	経済労働局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包括的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット
4-4-1	臨海部活性化推進事業	臨海部 国際戦略本部	5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
	戦略拠点形成推進事業 臨海部大規模土地利用推進事業 サポートエリア整備推進事業 臨海部活性化推進事業	臨海部 国際戦略本部	8.1 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
	国際戦略拠点活性化推進事業 戦略拠点形成推進事業 臨海部大規模土地利用推進事業 臨海部活性化推進事業	臨海部 国際戦略本部	8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
	国際戦略拠点活性化推進事業 臨海部活性化推進事業	臨海部 国際戦略本部	8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
	サポートエリア整備推進事業	臨海部 国際戦略本部	8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
	サポートエリア整備推進事業 臨海部交通ネットワーク形成推進事業	臨海部 国際戦略本部	9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。
	戦略拠点形成推進事業 臨海部大規模土地利用推進事業 臨海部活性化推進事業	臨海部 国際戦略本部	9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
	国際戦略拠点活性化推進事業	臨海部 国際戦略本部	9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。 9.5 2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
	川崎駅・臨海部公共交通利用環境向上推進事業	まちづくり局	11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
	多摩川リバーサイド地区整備推進事業	まちづくり局	11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
臨海部活性化推進事業	臨海部 国際戦略本部	11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	
4-4-2	東扇島物流促進事業 ポートセールス事業 港湾統計・情報システム運営事業 港湾管理事業 京浜港広域連携推進事業 港湾計画策定事業 港湾における規制指導事業 入出港船舶等調整事業	港湾局	9 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	千鳥町再整備事業 臨港道路東扇島水江町線整備事業 川崎港海底トンネル改修事業 東扇島掘込部土地造成事業 浮島1期地区基盤整備事業 港湾施設維持管理事業 陸上施設等管理運営事業 海上・係留施設等管理運営事業 川崎港海底トンネル維持管理事業 コンテナターミナル維持・整備事業 小型船溜まり整備事業	港湾局	9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。
	川崎港カーボンニュートラル化推進事業	港湾局	9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
4-4-3	浮島2期地区埋立事業	港湾局	9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。
	川崎港保安対策事業	港湾局	11 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	港湾振興事業 港湾振興会館管理運営事業 港湾緑地整備事業 川崎港環境改善対策事業 港湾緑地維持管理事業	港湾局	11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
4-5-1	小杉駅交通機能強化等推進事業	まちづくり局	11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
	全般	まちづくり局	11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット	
4-5-2	全般	まちづくり局	11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくり推進事業	まちづくり局	12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。
4-6-1	建築物環境配慮推進事業 低炭素建築物支援事業	まちづくり局	7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
	木材利用促進事業	まちづくり局	9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
	都市計画マスタープラン等策定・推進事業 地域地区等計画策定・推進事業 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等策定・推進事業 都市施設の計画管理等事業 都市計画地図情報・基礎調査等事業 マンション建替え支援指導業務 優良建築物等整備事業 大規模低未利用地等のまちづくり誘導事業 市街地開発事業の推進業務 まちづくり対策事業 建築・宅地に関する指導・審査事業 長期優良建築物支援事業 建築物環境配慮推進事業 低炭素建築物支援事業 木材利用促進事業	まちづくり局	11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
	庁舎等建築物の長寿命化対策事業	総務企画局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	建築物環境配慮推進事業 低炭素建築物支援事業 木材利用促進事業	まちづくり局	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
	木材利用促進事業		15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
4-6-2	都市景観形成推進事業 景観形成誘導推進事業	まちづくり局	11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
	地区まちづくり推進事業	まちづくり局	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
4-7-1	総合交通計画調査事業 鉄道計画関連事業	まちづくり局	11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
	広域幹線道路整備促進事業 川崎縦貫道路の整備事業	建設緑政局	11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
4-7-2	都市計画道路網調査事業	まちづくり局	11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
	道路計画調査事業 道路改良事業 渋滞対策事業 橋りょう整備事業 京浜急行大師線連続立体交差事業 JR南武線連続立体交差事業	建設緑政局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
4-7-3	自転車通行環境整備事業	建設緑政局	3.6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
	地域公共交通推進事業 地域コミュニティ交通導入推進事業 バス利用等促進事業	まちづくり局	11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
	駐車施設整備推進事業	まちづくり局	11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
	自転車通行環境整備事業 自転車活用推進事業	建設緑政局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	地域コミュニティ交通導入推進事業	まちづくり局	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
	自転車活用推進事業	建設緑政局		
4-7-4	全般	交通局	11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット	
4-8-1	市民スポーツ推進事業	市民文化局	3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
			10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
	若者文化の発信事業 スポーツセンター等管理運営事業	市民文化局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	市民スポーツ推進事業 地域スポーツ推進事業 ホームタウンスポーツ推進事業	市民文化局	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
4-8-2	市民文化活動支援事業	市民文化局	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業 日本民家園管理運営事業 青少年科学館管理運営事業	教育委員会	4.a	子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
	文化財保護・活用事業 橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業 日本民家園管理運営事業 青少年科学館管理運営事業	教育委員会	11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
	市民文化活動支援事業 東海道かわさき宿交流館管理運営事業 市民ミュージアム管理運営事業 大山街道ふるさと館管理運営事業 市民プラザ管理運営事業 藤子・F・不二雄ミュージアム事業 岡本太郎美術館管理運営事業 アートセンター管理運営事業	市民文化局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業 日本民家園管理運営事業 青少年科学館管理運営事業	教育委員会		
	市民文化活動支援事業 大山街道ふるさと館管理運営事業	市民文化局	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
	文化財保護・活用事業	教育委員会		
4-8-3	音楽のまちづくり推進事業	市民文化局	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	川崎シンフォニーホール管理運営事業	市民文化局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	音楽のまちづくり推進事業 映像のまち・かわさき推進事業	市民文化局	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
4-9-1	国際交流センター管理運営事業	市民文化局	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
			8.a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク(EIF)などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
			10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
			10.3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
			10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
			10.7	計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
			11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
			11.b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
			16.b	持続可能な開発のための非差別的法規及び政策を推進し、実施する。
4-9-1	国際交流推進事業 国際施策推進事業	総務企画局	17.16	すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
	川崎市制100周年記念事業 シティプロモーション推進事業	総務企画局	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
	交流推進事業 市民文化大使事業	市民文化局		

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット	
4-9-2	観光振興事業 産業観光推進事業 市制記念花火大会事業	経済労働局	8.9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
	競輪場整備事業 競輪等開催・運営事業	経済労働局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
5-1-1	地域振興事業	市民文化局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	多様な主体による協働・連携推進事業 自治推進事業	市民文化局	16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
	地方分権改革推進事業 SDGs未来都市推進事業	総務企画局	17.14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
	多様な主体による協働・連携推進事業 自治推進事業 地域振興事業 市民活動支援事業 NPO法人活動促進事業	市民文化局	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
	SDGs未来都市推進事業	総務企画局		
5-1-2	公文書館運営事業	総務企画局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	区相談事業	市民文化局		
	広報事業 放送事業 報道事務 情報公開推進事務 公文書館運営事業	総務企画局	16.6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
	広聴等事務 コンタクトセンター運営事業	総務企画局	16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
	区役所サービス向上事業 区役所等庁舎整備推進事業	市民文化局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
5-1-3	区役所改革推進事業 区役所サービス向上事業	市民文化局	16.6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
	戸籍住民サービス事業	市民文化局	16.9	2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
	区役所改革推進事業 地域課題対応事業	市民文化局	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
5-2-1	平和館管理運営事業	市民文化局	1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
			2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	人権関連事業	市民文化局	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	人権オンズパーソン運営事業	市民オンズマン事務局	5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
			5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
			5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
	子どもの権利施策推進事業	こども未来局	8.7	強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
	人権オンズパーソン運営事業	市民オンズマン事務局	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
	外国人市民施策推進事業	市民文化局	8.a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク(EIF)などを通じて支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
	平和館管理運営事業	市民文化局	10	各国内及び各国間の不平等を是正する
人権関連事業 同和対策事業 外国人市民施策推進事業	市民文化局	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	
人権オンズパーソン運営事業	市民オンズマン事務局			
人権関連事業 同和対策事業 外国人市民施策推進事業	市民文化局	10.3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。	
子どもの権利施策推進事業	こども未来局			
外国人市民施策推進事業	市民文化局	10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。	
		10.7	計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。	

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット	
5-2-1	平和館管理運営事業	市民文化局	11	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	外国人市民施策推進事業	市民文化局	11.b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
	平和意識普及推進事業 平和館管理運営事業	市民文化局	16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	外国人市民施策推進事業	市民文化局	16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
	人権関連事業 外国人市民施策推進事業	市民文化局	16.b	持続可能な開発のための非差別的法規及び政策を推進し、実施する。
5-2-2	男女共同参画事業	市民文化局	1.b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。
	全般	市民文化局	4.3	2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
	男女共同参画事業	市民文化局	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	全般	市民文化局	5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
	男女共同参画事業	市民文化局	5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女兒に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
			5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
			5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
			5.6	国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
	全般	市民文化局	5.c	ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。
	男女共同参画センター管理運営事業	市民文化局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
男女共同参画事業	市民文化局	16.1	あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。	
5-2-3	かわさきパラムープメント推進事業	市民文化局	4	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
			8.5	2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。
			10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
			10.3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
			11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
			11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。

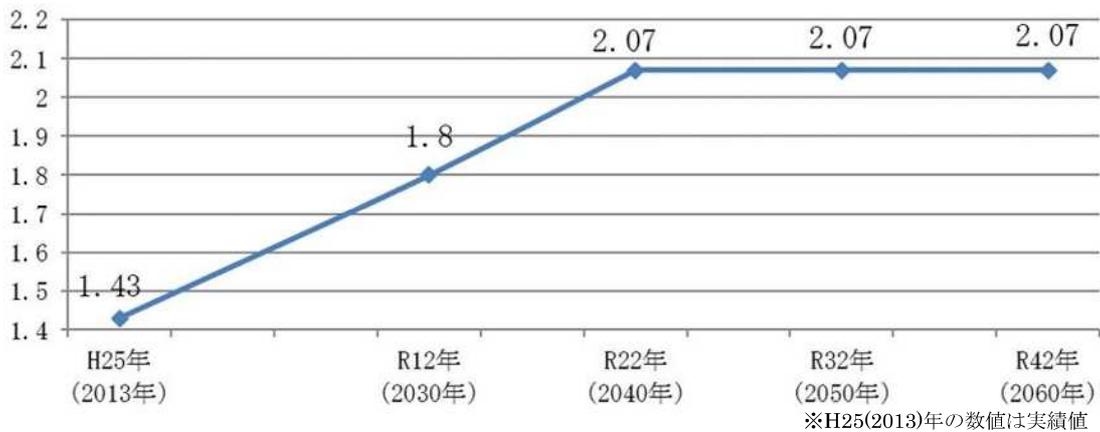
## ■ 第2期川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略 改訂版 人口ビジョン

### 1 将来人口のシミュレーション

#### (1) シミュレーションにあたって

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」では、若い世代の結婚・子育ての希望が実現した場合の合計特殊出生率である「国民希望出生率＝1.8」が令和12（2030）年までに達成され、令和22（2040）年を目途に、人口規模が長期的に維持される水準である「人口置換水準＝2.07」に上昇した場合、令和42（2060）年に総人口1億人程度が確保されるものと見込んでいます。本市の将来人口のシミュレーションにあたっては、国の人口の将来展望の見込みを勘案し、シミュレーションを行います。

図表1 国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」における合計特殊出生率の想定



#### (2) 前提条件

##### ア 合計特殊出生率の想定

合計特殊出生率は、起点を令和元（2019）年の本市全体の合計特殊出生率（1.31）とし、国の将来展望で想定する値（2.07）まで上昇するよう設定しています。国の将来展望で想定する値に到達後は一定としています。

##### イ 社会動態の想定

社会動態は、「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計（更新版）」における推計で使用した移動率の値と同じ設定にしています。

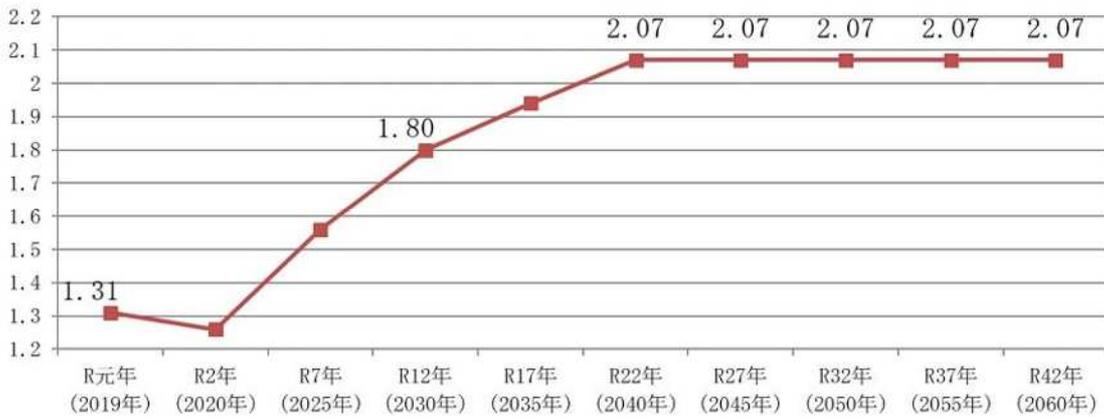
#### (3) シミュレーション結果

##### ア シミュレーションのシナリオ

合計特殊出生率が令和22(2040)年に2.07まで上昇

国の将来展望における合計特殊出生率の想定年次（R12[2030]:1.8 R22[2040]:2.07）でシミュレーションを行うと、次のとおりの結果になります。なお、起点を令和元（2019）年の本市全体の合計特殊出生率（1.31）としています。

図表2 シナリオにおける合計特殊出生率の想定

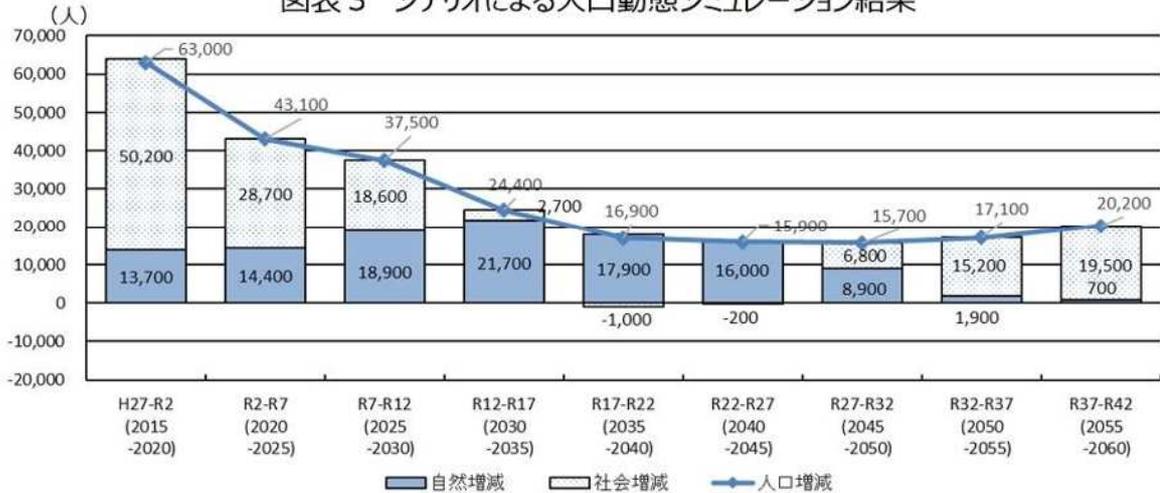


### イ 人口動態（自然動態、社会動態）のシミュレーション結果

自然動態は、令和12（2030）年から令和17（2035）年の期間をピークに減少に転じますが、令和37（2055）年から令和42（2060）年の期間まで自然増の状態が続きます。社会動態は、減少傾向をたどり、令和17（2035）年から令和22（2040）年の期間に社会増から社会減に転じますが、令和27（2045）年から令和32（2050）年の期間に再び社会増となります。

自然動態と社会動態を合わせた人口増加の状況は縮小傾向となりますが、令和32（2050）年から令和37（2055）年の間に増加に転じます。

図表3 シナリオによる人口動態シミュレーション結果



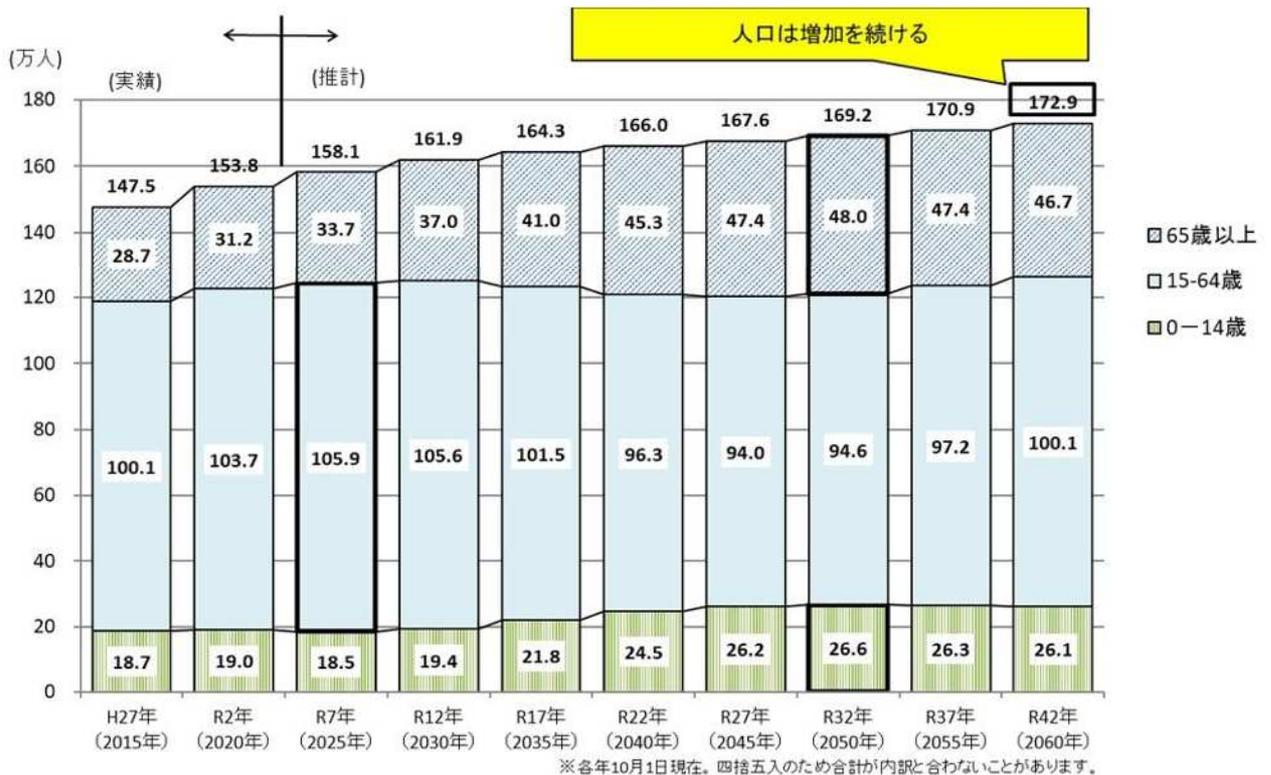
### ウ 総人口及び年齢3区分別人口のシミュレーション結果

このシミュレーションによれば、本市における総人口は増加を続け、令和42（2060）年には172.9万人に達します。0-14歳人口は、合計特殊出生率の上昇により出生数が増加傾向を続けた結果、今後増加を続け、令和32（2050）年には26.6万人となります。15-64歳人口は、令和7（2025）年まで増加を続け、105.9万人をピークとして、一度減少に転じますが、令和32（2050）年には再び増加に転じます。65歳以上人口は、今後増加を続け、令和32（2050）年には48.0万人となります。

構成比別でみると0～14歳人口及び65歳以上人口は令和32（2050）年がピークとなります。生産年齢人口の15～64歳人口は平成27（2015）年がピークとなり、以降は減少が続きますが、令和37（2055）年には再び増加に転じます。

図表4 シナリオによるシミュレーション結果

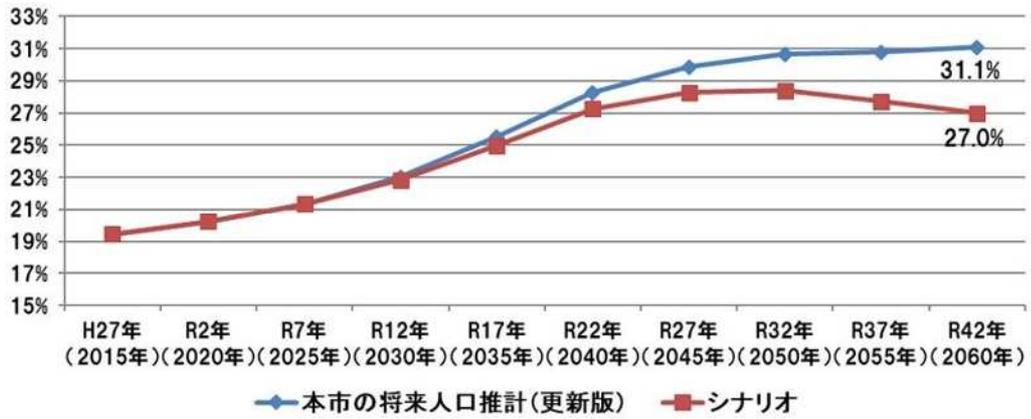
	H27年 (2015年)	R2年 (2020年)	R7年 (2025年)	R12年 (2030年)	R17年 (2035年)	R22年 (2040年)	R27年 (2045年)	R32年 (2050年)	R37年 (2055年)	R42年 (2060年)
人口総数	1,475,200	1,538,300	1,581,300	1,618,800	1,643,200	1,660,100	1,676,000	1,691,600	1,708,700	1,728,900
男性	749,000	775,800	793,700	809,800	819,700	825,800	831,100	836,200	841,800	849,300
女性	726,200	762,500	787,600	809,000	823,500	834,400	844,900	855,400	866,900	879,600
0-14歳	187,000	189,600	184,800	193,800	218,100	244,900	262,100	265,700	263,100	261,200
うち0-4歳	66,100	64,100	64,800	79,800	91,400	95,600	99,000	96,000	93,200	96,500
15-64歳	1,001,300	1,037,200	1,059,200	1,055,500	1,014,700	962,500	940,100	945,600	971,700	1,000,800
65歳以上	287,000	311,500	337,400	369,600	410,400	452,600	473,800	480,300	473,900	466,900
うち75歳以上	131,600	160,300	199,200	215,400	221,800	237,200	264,100	294,900	307,200	305,500
構成比率										
0-14歳(%)	12.7%	12.3%	11.7%	12.0%	13.3%	14.8%	15.6%	15.7%	15.4%	15.1%
うち0-4歳	4.5%	4.2%	4.1%	4.9%	5.6%	5.8%	5.9%	5.7%	5.5%	5.6%
15-64歳(%)	67.9%	67.4%	67.0%	65.2%	61.8%	58.0%	56.1%	55.9%	56.9%	57.9%
65歳以上(%)	19.5%	20.2%	21.3%	22.8%	25.0%	27.3%	28.3%	28.4%	27.7%	27.0%
うち75歳以上(%)	8.9%	10.4%	12.6%	13.3%	13.5%	14.3%	15.8%	17.4%	18.0%	17.7%
対2020年人口総数	—	0	43,000	80,500	104,900	121,800	137,700	153,300	170,400	190,600



## エ シミュレーション結果

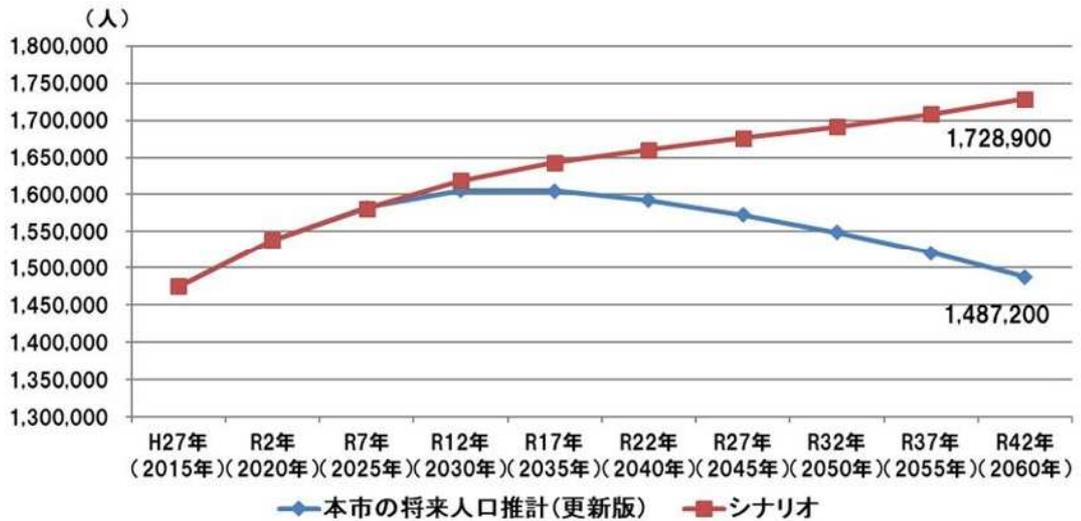
シナリオでは、少なくとも令和42（2060）年まで人口が増加を続け、172.9万人に達するとのシミュレーション結果になります。これは、「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計（更新版）」により得られた結果である148.7万人への減少と比較すると、大幅な人口の増加が見込まれることとなります。

図表5 シナリオによる総人口のシミュレーション結果比較



シナリオの実現は、極めて困難と考えられますが、急速な人口減少を緩和する取組が必要となります。

図表6 シナリオによる高齢化率のシミュレーション結果比較



## ■ みんなで取り組もう 私たちができること～市民から市民へのメッセージ～（市民検討会議より）

### ● 市民検討会議における議論 ～暮らしを支える「自助」と「共助」が重要！～

日本は、すでに人口減少社会に突入しており、私たちが暮らすこの川崎でも、今後、少子高齢化がさらに進行し、いずれは人口が減少していくことによって、地域の姿が変わり、そこに暮らす人々の生活も変化していくことが見込まれます。

こうした状況にあっても、子ども、若者、子育てをする若い世代、シニア世代など、誰もが安全・安心に暮らすためには、行政によるサービスだけでなく、個人または家庭で自ら行動することや、地域の中でお互いに支え合うことが大切になっています。

そこで、総合計画の策定に関して、市民目線での意見や助言をいただく場として、公募市民等で構成する市民検討会議（平成 26 年 10 月から平成 27 年 7 月）では、「自分・家庭でできること」（自助）、「地域でできること」（共助）、「行政が行うべきこと」（公助）という 3 つの区分を設定し、主な政策分野ごとに課題と対応策を検討しました。その成果は、総合計画にも活かされています。

### ● 「市民から市民へのメッセージ」とは？

総合計画は、行政として実施する政策や施策を定める計画ですので、「公助」が中心になり、「自助」や「共助」の内容を十分に反映することは困難です。そこで、市民が自ら取り組むべきこととして、市民検討会議から直接、市民の皆さんに提案し、呼びかけることがふさわしいと考えたものを、メッセージとしてまとめることになりました。

このメッセージは、あくまで提案・呼びかけであり、押しつけるものではありませんが、「私たちの暮らしやまちをよりよいものにしていくために、ともに行動に移していきましょう。」という市民委員の願いがこもったものです。

#### 【共通メッセージ】

##### ■ 多世代が参加する地域コミュニティをつくろう！

分野別の提案・呼びかけに入る前に、多くの分野に共通するメッセージがあります。それは、多世代の市民が参加し、互いに支え合う地域コミュニティをつくる、ということです。

超高齢社会を生き生きと暮らすためにも、次代を担う子どもを安心して育てるためにも、地域における支え合いや交流が欠かせません。災害から市民の生命や暮らしを守り、そして安全で快適なまちや交通環境をつくるためにも、地域コミュニティが重要です。

この地域コミュニティをよりよいものとするためには、子ども、若者、子育てをする世代、シニア世代などの多世代が参加し、交流し支え合うことが重要です。

町内会・自治会、小・中学校の校区などさまざまな単位で、こうした地域コミュニティをつくっていけるよう、市民一人ひとりができることから始めましょう。

## みんなで取り組もう 私たちができること ～ 市民から市民へのメッセージ①～

### 「超高齢社会においても生き生きと暮らし続けることができる地域の 支え合いのために」

#### 背景

10年後の平成37(2025)年には団塊の世代が75歳を超え、川崎市民の3人に1人が高齢者となります。超高齢社会を迎えて、成熟化した社会の中で誰もが生きがいを持って幸せに暮らしていくためには、地域でお互い助け合うしくみが必要となります。

私たち市民委員は、「市民検討会議」での議論を踏まえ、川崎市民のみなさんに以下のご提案をします。

#### メッセージ

- 地域の高齢世代同士や世代間で支え合うためには、支援が必要になる前から近所の人たちとの顔の見える人間関係をつくるのが大切です。挨拶や声掛けから始めて、地域に知り合いや友達をつくりましょう。
- 町内会などの地域活動や社会貢献活動など、地域にはシニア世代の「出番」がたくさんありますので、どんどん参加しましょう。高齢者になっても元気なうちは、これまで培ってきたスキルや経験を活かして、「地域の担い手」になりましょう。
- シニア世代には仕事や子育てで培った知識・経験があります。こども・若者も含めた多世代交流を通じて、地域で次世代を育成し、世代間交流による支え合いを大切にしましょう。
- 一人一人がいつまでも元気で暮らすために、外出する機会を増やして積極的に人と交流しましょう。また、できるだけ徒歩で移動するなど、生活の中に適度な運動を取り入れましょう。



川崎市総合計画市民検討会議より

# みんなで取り組もう 私たちができること ～ 市民から市民へのメッセージ②～

## 「次代を担う子どもを安心して育てることのできるまちづくり」

### 背景

全国的に少子化が進展する中で、川崎市の出生数は近年横ばい傾向にあるものの合計特殊出生率は国の平均より低い水準にとどまっています。また、市外からの転入者が多い特徴を持っています。子どもを産み育てやすいまちをつくるためには、保育サービスの拡充や教育の充実などが求められており、核家族化や地域のつながりの希薄化による子育ての孤立感・負担感の高まりなど、多くの課題があり、行政による直接的なサービスの提供に加えて、地域で子育てや教育を支えていくしくみづくりが必要です。

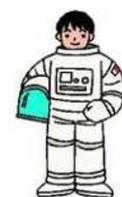
私たち市民委員は、「市民検討会議」での議論を踏まえ、川崎市民のみなさんに以下のご提案をします。

### メッセージ

- 家庭や地域でさまざまな人材が関わりながら、子どもたちを孤立させないことが大切です。  
「伴走者」として、子どもたちの成長（学習・自尊心・好奇心・集中力・コミュニケーション力・自立など）を地域でしっかり支える環境をつくりましょう。
- 気軽に相談できる親どうし・子どもどうしのネットワークをつくりましょう。
- 川崎の子育て・教育のサービスについて、良く知り、かしこく活用しましょう。
- 地域でのさまざまな職業の達人と交流し、子どもに働く喜びや価値観をリアルに感じてもらいましょう。



窓口



川崎市総合計画市民検討会議より

# みんなで取り組もう 私たちができること ～ 市民から市民へのメッセージ③～

## 「災害から生命を守る地域の助け合い」

### 背景

今後30年間に震度6弱以上の首都直下型地震が発生する可能性が70%程度とされているなど、大規模な自然災害に備えることが重要な課題となっています。阪神・淡路大震災において、救助された人の97%が友人・家族・隣人によって命を救われており、市民一人ひとりの災害への備えと地域コミュニティにおける防災の取組など、自助・共助による「地域防災力の向上」が必要不可欠です。

私たち市民委員は、「市民検討会議」での議論を踏まえ、川崎市民のみなさんに以下のご提案をします。

### メッセージ

- 各家庭で防災意識を高めるとともに、阪神・淡路大震災で亡くなった方の77%が圧死や窒息死で亡くなっていることから、家屋の耐震性・耐火性を高めたり、家具の配置を工夫したり、防災グッズなどの必要な物資の準備をしたり、避難場所やハザードマップの確認をするなど、日頃から家庭内でできる災害に対する備えをしておきましょう。
- 実際に大きな災害が発生した際に、家族で助け合って危機に対処するために、連絡の仕方や集合場所などを決めておきましょう。
- 地域の住民同士で助け合うことで災害による被害を最小限にするため、近所での日頃からのコミュニケーションや訓練を通じて災害時の体制づくりをするとともに、避難する際にどこが危険なのか、支援が必要な人がどこにいるかなど、必要な情報を共有しましょう。
- 災害対策にはすべての世代が参加すべきですが、地域の防災活動への参加者は高齢者の比率が高いため、日中、大人がいない中でも地域にいる中学生、高校生を含む若い世代は、地域の災害弱者を災害時に救うことができるよう積極的に参加するようにしましょう。



川崎市総合計画市民検討会議より

# みんなで取り組もう 私たちができること ～ 市民から市民へのメッセージ④～

## 「快適で利便性が高く、暮らしやすいまちづくり」（交通）

### 背景

超高齢社会に向け、これまで以上に安全で快適な交通環境の整備が求められ、長期展望を意識した鉄道・バス等の公共交通ネットワークの整備や、歩行者・自転車にとっての安全性・快適性の向上が重要な課題です。特に自転車では、自転車通行帯の整備などの行政の取組に加え、市民一人ひとりがルール・マナーを守り、適正利用に努めることが必要です。また地域交通では、家庭・地域・行政・企業等の連携した取組が大切です。

私たち市民委員は、「市民検討会議」での議論を踏まえ、川崎市民のみなさんに以下のご提案をします。

### メッセージ

- 自転車はエコで、お金もかからない便利な乗り物ですが、ルールやマナーを無視した乗り方は重大な事故につながります。ルールを正しく理解し、家庭でもしっかり教えましょう。

#### 知ろう！守ろう！自転車の交通ルール

- ✓ 暗くなる前にライトをつけましょう。
- ✓ 自転車は、原則として車道左側通行です。
- ✓ 歩道上は歩行者優先。自転車は徐行するのがルールです。
- ✓ 自転車は縦一列走行です。横に並んで通行することはできません。
- ✓ 二人乗り、飲酒運転、傘さし運転は禁止です。
- ✓ 乗用中の携帯電話（スマホ）・イヤホン等の利用は禁止です。
- ✓ 子どもにはヘルメットを着用させましょう。（\*努力義務）
- ✓ 自転車は道路交通法で軽車両に位置付けられており、違反者には罰金等が科せられます。



軽車両である  
自転車も  
ルールを守ろう

小冊子「自転車もハンドル握ればドライバー」（川崎市交通安全対策協議会・川崎市）より

- 自転車を路上や駅前などに放置すると、歩行者や車両の通行の障害となったり、救急・消防活動に支障をきたすとともに、盗難の誘発や美観の悪化にもつながります。自転車を放置せず、駐輪場を利用し、まちを美しく豊かにしていくことを市民のプライドにしましょう。また、自転車は必ず防犯登録し、駐輪するときは盗難防止のために二重施錠しましょう。



- コミュニティ交通の検討では、ショッピングバスの活用等、地域特性に応じた新しいアイデアを皆で考え、一緒に議論していきましょう。

川崎市総合計画市民検討会議より

## みんなで取り組もう 私たちができること ～ 市民から市民へのメッセージ⑤～

### 「快適で利便性が高く、暮らしやすいまちづくり」（暮らし）

#### 背景

川崎市においても、家族構成人数が多い子育て世帯が狭い住宅に、単身もしくは夫婦世帯の高齢者が広い住宅に住むという、いわゆるミスマッチが生じていると言われています。豊かな暮らしを実現するためには、年齢を重ねるごとに変化していくライフスタイルや、体の状態に合わせて、住まいを選ぶことも重要です。このような住まいの課題は、税制を始めとする制度や安心できる施策などの公助の取組、さらに不動産流通などの事業者の取組などを総合的に進めていく必要があり、自助の取組だけで解決することは困難ですが、少しずつ市民一人ひとりの意識を変えていくことも大切です。

私たち市民委員は、「市民検討会議」での議論を踏まえ、川崎市民のみなさんに以下のご提案をします。

#### メッセージ

- いつまでも住み慣れた家で暮らしたいという方も多いと思います。しかし、子どもの独立で夫婦2人だけで広い家を持て余すようになった、階段や段差の昇り降りが辛くなった、家が老朽化してきた、といったことを感じたら、ライフステージに合わせた住み替えを考えてもいいかもしれません。  
よりポジティブにシニアライフを送るためには、持ち家にこだわらずに、バリアフリーで、もう少しコンパクトで、交通利便性の良いところへ住み替えるという意識の改革が必要です。
- 地域で孤立してしまうことがないように、近所に友達をつくったり、地域の集まりに参加してみたり、まちなかのちょっとした空間で地域交流するなど、近くに住む人とのゆるやかなネットワークを大切にしましょう。
- 高齢になったら、親子での「同居」が難しくても、できれば「近居」することで、祖父母は孫の成長を見守り、孫は祖父母の介護を支えるなど、多世代がゆるやかにつながりながら、安心した生活を送りましょう。



川崎市総合計画市民検討会議より

## みんなで取り組もう 私たちができること ～ 市民から市民へのメッセージ⑥ ～

### 「文化・スポーツなど川崎の魅力を活かしたシティプロモーション」

#### 背景

川崎市は、東京と横浜に接して市域が細長いことや、市民の転出入が多いこと、また市外で働く人が多いことなどから、市民の中に一体感が生まれにくいと言われています。

川崎の都市ブランドを強化し、市民の「川崎への愛着・誇り（シビックプライド）」を高めることが、「住み（続け）たいまち」という都市イメージ、市民の一体感や地域への帰属意識を高めることにつながると考えます。そのためには、多くの市民が地域社会に参画し、地域資源の魅力を向上させ、自ら発信することが重要です。

私たち市民委員は、「市民検討会議」での議論を踏まえ、川崎市民のみなさんに以下のご提案をします。

#### メッセージ

- 川崎の魅力を再発見し、川崎のことをもっと良く知るためには、私たち市民が情報を「受け取る力」を高めることも大切です。

市政だよりやホームページなどで発信される様々な情報に、できるだけ関心を持つようにしてみましょう。



- 川崎には、ミュージア川崎や音楽大学、川崎フロンターレなどのプロスポーツチーム、生田緑地など、多くの地域資源があります。これらの地域資源を活かし、様々な分野で市民の活動が活発に行われることは、川崎の魅力を高めることにつながっています。

私たち一人ひとりが、「断トツ」な川崎の魅力づくりを目指して、地域のイベントや活動にも、積極的に参加してみましょう。



- 私たち市民が、川崎の良いところや優れたところを積極的にPRし、一人でも多くの人に川崎の魅力を知ってもらうことが大切です。

ICTを活用した情報発信のほか、友人や知人との「人と人とのつながり」を通じた口コミなどにより、川崎の魅力を伝えるようにしてみましょう。



川崎市総合計画市民検討会議より

## 川崎市総合計画第3期実施計画

令和4（2022）年3月

（問い合わせ）

川崎市総務企画局都市政策部企画調整課

電 話 044-200-0372

F A X 044-200-0401

E - m a i l 17kityo@city.kawasaki.jp

### 表紙イラスト

川崎市立川崎総合科学高等学校デザイン科2年 竹内花さん

「川崎市ブランドメッセージの3色それぞれに川崎市のイメージを描き、多種多様な川崎の未来の姿」を表現しています。



# Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会おう。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。



川崎市



川崎区



幸区



中原区



高津区



宮前区



多摩区



麻生区